

議案第 63 号

京田辺市開発行為等の手続等に関する条例の一部改正について

京田辺市開発行為等の手続等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 27 日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、令和 7 年 5 月 1 日付けて京都府による規制区域の指定が完了したことから、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市開発行為等の手続等に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市開発行為等の手続等に関する条例（平成19年京田辺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ウ中「第2条第2号に規定する宅地造成行為」を「第10条第1項に規定する宅地造成等行為」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の京田辺市開発行為等の手続等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請される開発行為等について適用し、同日前に申請され、又は行った開発行為等については、なお従前の例による。

京田辺市開発行為等の手続等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案   | 現 行   | 改正理由             |
|---|---|------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 開発行為等 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）<u>第10条第1項に規定する宅地造成等行為</u></p> <p>エ及びオ (略)</p> <p>(4)～(13) (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 開発行為等 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）<u>第2条第2号に規定する宅地造成行為</u></p> <p>エ及びオ (略)</p> <p>(4)～(13) (略)</p> | 引用法の適用対象の拡大に伴う改正 |